

字 687  
2848

一、年終中、口給金額可然  
一、年終費用上、各一封工給  
一、口給各軍給、口給下

◎ 辨由硝子工場争議 (七、十、十一、十二)

大阪市西區本甲町

労働者 三〇名 (内鮮人二五)

参加者 全員 (印)

経営難ノ為メ給料モ不拂騰ニナリタル事ヲ以テ  
事業主ハ処置ニ必躬ニ所在ヲ毎マシタルニ因リ  
七月十二日争議ヲ起セシモ工場主ノ親近者二十日  
ニ双方意見シ工場ノ製品其ノ他ヲ壹切シ代金百  
五十萬及借用工場ノ敷金九十円合計二百四十円  
ヲ以テ全職工ノ賃銀ニ充テルニ依ッテ解決

財團事務會